

# 八幡クラブ 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、「八幡クラブ」(以下「クラブ」)という。

## 第2章 目的

(目的)

第2条 このクラブはバスケットボールの競技力向上と健全な心身の育成を図るとともに、仲間との協調を通じて豊かな人間性を育むことを目的とする。さらに、北九州市で活動するクラブとしてシビックプライドを醸成し、郷土に根ざしたスポーツ文化の発展に寄与する。

## 第3章 会員

(会員)

第3条 このクラブは、バスケットボール競技への参加を希望する、中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(入会及び退会)

- 2 クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名によるクラブ指定の入会届(別紙1)の提出をもって行う。
- 3 クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名でクラブ指定の退会届(別紙2)を提出する。
- 4 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。
  - (1) 本人が死亡したとき。
  - (2) 会費を2ヶ月にわたって納入しないとき。
  - (3) 本クラブの活動を無断で長期間休んだとき。
  - (4) チーム内の和を著しく乱していると指導者が判断したとき。

## 第4章 会費

(会費)

第4条 このクラブの会費は、一人500円/月とする。

- 2 会費の徴収日は、毎月1日、または月初めの活動日とする。
- 3 徴収した会費はいかなる場合も返還しない。
- 4 バスケットボール協会への登録費や大会の遠征費、備品等の購入について必要な際は、役員会に諮り、別途徴収する。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第5条 クラブには次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表1名
- (3) 会計2名
- (4) 事務局2名
- (5) 監事2名

(役員の仕事)

第6条

- (1) 代表は指導者から選出し、クラブの会務を総括する。
- (2) 副代表は、代表の補佐を担い、代表に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 会計は、クラブの会計事務を処理する。
- (4) 事務局は、クラブの事務を処理する。
- (5) 監事はクラブ員の保護者から選出し、クラブの会務を監査する。

(任期)

第7条 役員の仕事は1年とし、再任は妨げない。

## 第6章 会議

(会議の種類)

第8条 本クラブに次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第9条 総会はクラブ員・保護者全員の参加を原則とし、毎年3月に開催する。総会は次の事項を決議及び承認する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) 役員及び監事の承認
- (5) その他クラブの運営に関する事項

(総会の決議)

第10条 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

(役員会)

第11条 役員会はクラブ役員全員の参加を原則とし、必要に応じて開催する。役員会はクラブの活動内容に関する事項を協議及び承認する。

令和7年度のクラブ役員は以下の通りである。

個人情報保護のため、  
HP掲載を控えさせていただきます。

## 第7章 会計

### (経費)

第12条 クラブの経費は、会費による収入、補助金、寄付金、協賛金、その他収入をもってあてる。

### (管理)

第13条 クラブの経費は会計及び事務局が管理する。

### (会計年度)

第14条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

## 第8章 指導者、会員の責任

### (指導者の責任)

#### 第15条

- (1) クラブに指導者を置くことができる。
- (2) 指導者は、役員会の承認を経て代表が委嘱する。
- (3) 指導者は、北九州市地域クラブの趣旨を理解するとともに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、教育委員会主催及びクラブが指定する研修会に参加しなければならない。
- (4) 指導者が万が一、本クラブの主旨に違反する行為などがあった場合は、役員会の承認をもって除名することができる。
- (5) 指導者が、万が一、クラブ活動以外の場で社会的に問題がある言動があった場合、本クラブは社会的な責任を負わない。
- (6) 指導者及びクラブは、会員の活動中の盗難に対して責任を負わない。しかし、傷害等の事故が発生した場合には、緊急対応や情報交流等の適切な対応を行う。

### (会員の責任)

第16条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブの会則等及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、クラブに対して一切損害賠償を請求しないものとする。

### (保険の加入)

第17条 会員は、スポーツ安全保険（公益財団法人スポーツ安全協会）に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害については、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。ただし、見守り等を行う保護者等の保険加入は任意とするが、未加入者の活動中の事故については、クラブは一切責任を負わない。

## 第9章 活動場所及び活動日時

(活動場所)

第18条 クラブでの活動拠点は「引野中学校 体育館」、「穴生中学校 体育館」、「熊西中学校 体育館」、その他北九州市内の中学校・体育館とする。

(活動日時)

第19条 地域クラブの活動は原則として毎月第一土曜日の9時00分から12時00分までの3時間程度とする。U15クラブとしての活動は、随時コミュニケーションアプリ等を通じてお知らせする。練習試合やカップ戦等を実施する際の活動時間に関しては、役員・保護者と協議の上、柔軟に対応する。

2 警報発令時や中学校のテスト期間などは、地域クラブの活動は原則行わない。

## 第10章 細則

(その他)

第20条 この会則に定める他、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、役員会の決議によって定める。

## 附則

本会則は令和8年1月8日より施行する。